

## 育児短時間勤務職員の年次有給休暇及び特別休暇等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の育児短時間勤務に関する規則第8条における育児短時間勤務職員の年次有給休暇及び特別休暇等の取得について定める。

(育児短時間勤務の形態)

第2条 育児短時間勤務は、次に掲げる形態とする。

- (1) 1日3時間55分×5日(週19時間35分)
- (2) 1日4時間55分×5日(週24時間35分)
- (3) 1日7時間45分×3日(週23時間15分)
- (4) 1日7時間45分×2日+1日3時間55分×1日(週19時間25分)。

(年次有給休暇の日数)

第3条 年次有給休暇の日数は、基準日(4月1日。以下同じ)に変更後の勤務形態を始めた日数とする。

1 会計年度の付与日数は、基準日時点の勤務日数に応じた日数とし、第2条の勤務時間を適用する

2 基準日後に育児短時間勤務の勤務形態を変更する場合等において、変更後の勤務日数と変更前のその年度の最も多い勤務日数と比較して、変更後の勤務日数が上回る場合のみ、次のような調整を行う。

| その年度に付与された年休の変更日以降の日数 |   |
|-----------------------|---|
| 調整内容                  | $\frac{\text{当該年度の勤務形態変更前の残日数} \times \text{勤務形態変更後の1週間の勤務日数}}{\text{勤務形態変更前の1週間の勤務日数(算出率)}}$ <p style="text-align: right;">※1日未満の端数は四捨五入</p> |

3 基準日後に育児短時間勤務の勤務形態を変更する場合等において、変更後の勤務日数と変更前の前年度の最も多い勤務日数を比較して、変更後の勤務日数が上回る場合のみ、次のような調整を行う。

| 前年度から繰越された年休の変更日以後の日数 |   |
|-----------------------|---|
| 調整内容                  | $\frac{\text{勤務形態変更前の前年度からの繰越残日数} \times \text{勤務形態変更後の1週間の勤務日数}}{\text{前年度の勤務形態変更前の1週間の勤務日数}}$ <p style="text-align: right;">※1日未満の端数は四捨五入</p> |

(年次有給休暇の繰越)

第4条 育児短時間勤務等を行った職員の年次有給休暇の繰越日数は次のとおりとする。

- (1) 基準日にフルタイムである場合を除き、当該年度の育児短時間勤務の内容に応じた付与日数を上限として繰り越すこととする。なお、第3条第2項における当該年度に付与

された年次有給休暇の残日数の調整を行った場合についても、その調整後の日数を上限とする。

(2) 基準日にフルタイム勤務である場合には、20日を限度に繰り越すこととする。

- 2 翌年度の基準日において、勤務形態の変更により1週間の勤務日数が変更前の1週間の勤務日数を超える場合には、当該年度に使用しなかった日数に第3条第2項の算出率を乗じて得た日数とする。ただし1日未満の端数は四捨五入、変更後の勤務日数が上回る場合のみとする。  
(年次有給休暇の取得単位等)

第5条 年次有給休暇の取得単位は次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までの育児短時間勤務職員 1日又は1時間

(2) 第2条第1項第4号 の育児短時間勤務職員 1日又は1時間

- 2 時間単位で使用した年次有給休暇の日への換算は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号 の育児短時間勤務職員 3時間55分

(2) 第2条第1項第2号 の育児短時間勤務職員 4時間55分

(3) 第2条第1項第3号 の育児短時間勤務職員 7時間45分

(4) 第2条第1項第4号 の育児短時間勤務職員 6時間30分

(夏季休暇の日数)

第6条 夏季休暇の日数は次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号 の育児短時間勤務職員 5日

(2) 第2条第1項第2号 の育児短時間勤務職員 5日

(3) 第2条第1項第3号 の育児短時間勤務職員 3日

(4) 第2条第1項第4号 の育児短時間勤務職員 3日

- 2 承認期間内における勤務形態の変更に伴う残日数の調整は、次のとおりとする。

| 承認期間内における勤務形態の変更に伴う残日数の調整 |  |
|---------------------------|--|
| 調整内容                      | $\frac{\text{勤務形態変更前の残日数} \times \text{変更後の1週間の勤務日数}}{\text{変更前の1週間の勤務日数}}$ <p style="text-align: right;">※端数は四捨五入</p> |

なお、第2項第1項第4号の育児短時間勤務職員についての計算は、次のとおりを基本とし、別途理事長が定めることとする。

$$\frac{\text{勤務形態変更前の残時間数} \times \text{変更後の1週間の勤務時間数}}{\text{変更前の1週間の勤務時間数}}$$

(※端数は四捨五入とする)

- 3 承認期間内において、フルタイム勤務(週5日勤務)から育児短時間勤務(週3日勤務)、さらにフルタイム勤務(週5日勤務)への勤務形態の変更があった場合で、育児短時間勤務(週3日勤務)の期間において夏季休暇の取得がなく残日数に変更がないときは、残日数の調整を行わないこととし、残日数は、当初のフルタイム勤務期間の残日数とする。

(職員の元気回復に係る事業について参加する時間数)

第7条 職員の元気回復に係る事業について参加する短時間勤務職員の時間数は、次のとおりとする。

- |               |            |      |
|---------------|------------|------|
| (1) 第2条第1項第1号 | の育児短時間勤務職員 | 8時間  |
| (2) 第2条第1項第2号 | の育児短時間勤務職員 | 10時間 |
| (3) 第2条第1項第3号 | の育児短時間勤務職員 | 8時間  |
| (4) 第2条第1項第4号 | の育児短時間勤務職員 | 8時間  |

(妊娠通勤時間の時間数)

第8条 妊娠通勤時間の時間数は次のとおりとする。

- |               |            |       |
|---------------|------------|-------|
| (1) 第2条第1項第1号 | の育児短時間勤務職員 | 30分以内 |
| (2) 第2条第1項第2号 | の育児短時間勤務職員 | 30分以内 |
| (3) 第2条第1項第3号 | の育児短時間勤務職員 | 60分以内 |
| (4) 第2条第1項第4号 | の育児短時間勤務職員 | 60分以内 |

(育児時間の時間数)

第9条 育児時間の時間数は次のとおりとする。

- |               |          |                     |
|---------------|----------|---------------------|
| (1) 第2条第1項第1号 | の短時間勤務職員 | 45分以内 (1日1回)        |
| (2) 第2条第1項第2号 | の短時間勤務職員 | 60分以内 (1日2回30分ずつ可)  |
| (3) 第2条第1項第3号 | の短時間勤務職員 | 1日2回45分ずつ(1日1回90分可) |
| (4) 第2条第1項第4号 | の短時間勤務職員 | 1日2回45分ずつ(1日1回90分可) |

※なお(3)及び(4)は30分と60分の組み合わせも可とする。

(子の看護休暇の日数)

第10条 子の看護休暇の日数は次のとおりとする。

- |               |            |                |
|---------------|------------|----------------|
| (1) 第2条第1項第1号 | の育児短時間勤務職員 | 5日(子が複数の場合10日) |
| (2) 第2条第1項第2号 | の育児短時間勤務職員 | 5日(子が複数の場合10日) |
| (3) 第2条第1項第3号 | の育児短時間勤務職員 | 5日(子が複数の場合10日) |
| (4) 第2条第1項第4号 | の育児短時間勤務職員 | 3日             |

(出産支援休暇の日数)

第11条 出産支援休暇の日数は次のとおりとする。

- |               |            |    |
|---------------|------------|----|
| (1) 第2条第1項第1号 | の育児短時間勤務職員 | 7日 |
| (2) 第2条第1項第2号 | の育児短時間勤務職員 | 7日 |
| (3) 第2条第1項第3号 | の育児短時間勤務職員 | 4日 |
| (4) 第2条第1項第4号 | の育児短時間勤務職員 | 4日 |

(病気休暇)

第12条 病気休暇は、原則として、日を単位として認めているため、育児短時間勤務ごとに割り振られた勤務時間数をもって1日とする。また、負傷、疾病、身体・精神上的の障害により養育できない状況が相当期間見込まれる場合は、育児短時間勤務を取り消し、病気休暇を承認する。

(部分休業)

第13条 部分休業については、育児短時間勤務と同様に、育児のために勤務時間を短くするものであるため、利用することができない。

(妊娠出産休暇)

第14条 妊娠出産休暇については、休暇を開始し、又は出産した場合には、育児短時間勤務の承認が失効してしまうため、利用することができない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。